

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 警察官の職員定数を増加することとした。（第2条、第2条の2関係）
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における警察官の職員定数を増加することとした。（附則第5項関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設することとした。（第3条、第41条の6、第41条の7、第41条の8関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 危険物取扱者試験等の指定試験機関等の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1～別表第4、別表第7関係）
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第3関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成25年9月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。
  - (1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における県民税の所得割の課税の対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。（附則第8条の2関係）
  - (2) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る県民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした。（附則第10条の4の2関係）
  - (3) 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をした者の相続人が行う相続した当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡について、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例の適用対象とすることとした。（附則第18条の5関係）
  - (4) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等の措置を講ずることとした。（附則第18条の3の2関係）
  - (5) 利子等の支払を受ける法人について、利子割の納税義務者から除外することとした。（第27条関係）
  - (6) 国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについて外国所得税が課される場合には、その外国所得税の額を控除した金額に対して配当割の特別徴収を行うこととした。（第41条の10関係）
  - (7) 特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等（以下「特定公社債等」という。）の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とすることとした。（第41条の12、第41条の13関係）
  - (8) 割引債の償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとした。（第41条の12、第41条の13関係）
  - (9) 特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等について、株式等譲渡所得割の課税対象とすることとした。（第41条の17、第41条の18関係）
  - (10) 一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、県民税については10分の2の税率による分離課税とすることとした。（附則第13条関係）
  - (11) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権等（以下「一般公社債等」という。）及び非上場株式等に係る譲渡所得等

の分離課税に改組することとした。(附則第18条の2、附則第18条の2の2関係)

(12) 一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等について、所得割の課税対象とし、県民税については100分の2の税率による分離課税とすることとした。(附則第18条の2関係)

(13) 源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、県民税については100分の2の税率による分離課税とすることとした。(附則第18条の2の2関係)

(14) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、譲渡損失の金額とみなされた損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとした。(附則第18条の2の3関係)

(15) 特定口座内公社債が公社債としての価値を失った場合について、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象とすることとした。(附則第18条の2の3関係)

(16) 特定公社債等の譲渡について、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例の適用対象とすることとした。(附則第18条の2の4関係)

(17) 上場株式等に係る譲渡損失及び繰越控除の特例措置の対象に特定公社債等の利子所得等及び譲渡損失の金額等を加えることとした。(附則第18条の2の6関係)

(18) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができることとした。(附則第18条の3関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第31条、第40条、第41条の10、第41条の14、第41条の18、第103条の6、附則第9条、附則第10条の4、附則第10条の5、附則第18条の2、附則第18条の2の3、附則第18条の2の6、附則第18条の3、附則第18条の3の2、附則第18条の5関係)

### 3 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1条関係)

ア 2(第103条の6関係に限る。) 公布の日

イ 1(1)、1(2)、1(3)、2(附則第10条の5、附則第18条の5関係に限る。)及び3(2)(附則第2条第1項及び第2項関係に限る。) 平成26年1月1日

ウ 1(4)、2(附則第9条関係に限る。)及び3(2)(附則第2条第3項及び第4項関係に限る。) 平成27年1月1日

エ 1(5)、1(6)、1(7)、1(8)、1(9)、2(第31条、第40条、第41条の10、第41条の14、第41条の18関係に限る。)

)及び3(2)(附則第2条第5項関係に限る。) 平成28年1月1日

オ 1(10)、1(11)、1(12)、1(13)、1(14)、1(15)、1(16)、1(17)、1(18)、2(附則第10条の4、附則第18条の2、附則第18条の2の3、附則第18条の2の6、附則第18条の3、附則第18条の3の2関係に限る。)、3(2)(附則第2条第6項関係に限る。)及び3(3) 平成29年1月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条関係)

(3) 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成20年岩手県条例第34号)の一部を改正することとした。(附則第3条、附則第4条関係)

### ◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成27年3月31日(現行平成25年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第2条関係)

### 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

### ◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 延滞金の割合の特例について改めることとした。（附則第3項関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 知事の部内の職員のうちから指名される委員を増員することとした。（第2条関係）

2 幹事を増員することとした。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い新たに知事の権限に属することとされた第二種動物取扱業の届出の受理等に係る事務を盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）

2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

3 滝沢村が滝沢市となることに伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

5 施行期日等

(1) この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。ただし、3は、平成26年1月1日から施行することとした。

（附則第1項関係）

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）附則に規定する届出の受理に係る事務を盛岡市が処理することとした。（附則第2項関係）

◎岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴う関係条例の整備に関する条例（条例第55号）

1 岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県保健所設置条例（第1条関係）

(2) 家畜保健衛生所条例（第2条関係）

(3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（第3条関係）

(4) 岩手県立学校設置条例（第4条関係）

(5) 農業改良普及センター条例（第5条関係）

(6) 森林公園条例（第6条関係）

(7) 産業文化センター条例（第7条関係）

(8) 広域振興局設置条例（第8条関係）

(9) 福祉総合相談センター条例（第9条関係）

(10) 流域下水道条例（第10条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第5条、第8条、第21条関係）

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第8条、第18条、第21条関係）

3 施行期日

この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例措置の期間を延長することとした。（附則第5項～附則第8項関係）

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成25年度分の調整交付金から適用することとした。（附則関係）

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 岩手県立大船渡職業能力開発センターを廃止することとした。（第2条、別表関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項、附則第3項関係）

ア 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

イ 職業能力開発促進法施行条例